

4. 制限等又は解約の条件（本口座を制限等又は解約する場合、一定の不利益を被ることがあります。）

お取引の継続が不適当と弊社が判断した場合は、お客様のお取引に制限又は利用の停止を行うことがあります。その場合、新規注文等一定の制限や不利益が生じます。

契約時に設定していただく「投資可能額」を超える金額の預託があった場合、新規取引に制限がかかります。

「投資可能額」の増額変更には、一定期間以上のデリバティブ取引経験が必要になります。

お取引口座の解約のお申し出があった場合は、書面等による手続き完了後解約となり、取引口座へのログインができなくなります。

取引口座内に立替金が発生し、当社の定める期日にお支払いいただけない場合は、遅延損害金も合わせてお支払いいただく場合がございます。

※上記の内容の詳細は契約締結前交付書面やホームページにも記載しております。

5. 当社の利益とお客様の利益が反する可能性

当社は、「利益相反管理方針」を定め、お客様の利益を不当に害する恐れのある取引を適性に管理する体制を整備しております。

当社の営業職員に対する業績評価は、お客様の資産の増減に連動する部分がございます。この業務が他の業務より高く評価されるような場合はありません。

6. 租税の概要

取引所株価指数証拠金取引は「雑所得」に分類され、課税方法は分離課税のなかでも一定の税率で自動的に所得税が徴収される源泉分離課税ではなく、自分で申告する必要がある「申告分離課税」が適用されています。税率は算出した所得に対して一律 20%（（所得税 15%・住民税 5%）※2013年～2037年は復興特別所得税（所得税に対して2.1%を乗じた額）が課されるため、同期間中の税率は合計で 20.315%です。）となっています。繰り返し控除をお受けになる場合は、ご申告先の税務署にご相談ください。なお、法人のお客様の場合は、法人税が課されます。

7. その他参考情報（契約にあたっては、次の書面をよくご覧ください。）

取引契約締結前交付書面

- 取引所株価指数証拠金取引説明書
- 取引所株価指数証拠金取引口座申込書兼確認書
- 株価指数証拠金取引口座設定約諾書
- 取引所株価指数証拠金取引 くりっく株365 お取引のガイド
- 取引所株価指数証拠金取引約款
- 取引要綱
- 受託契約準則（東京金融取引所）

本書面についてご不明な点やご質問がございましたら、下記にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

サンワード貿易株式会社 お客様相談室（本社）

TEL: 0120-76-5311（受付時間 平日8:30~18:00）